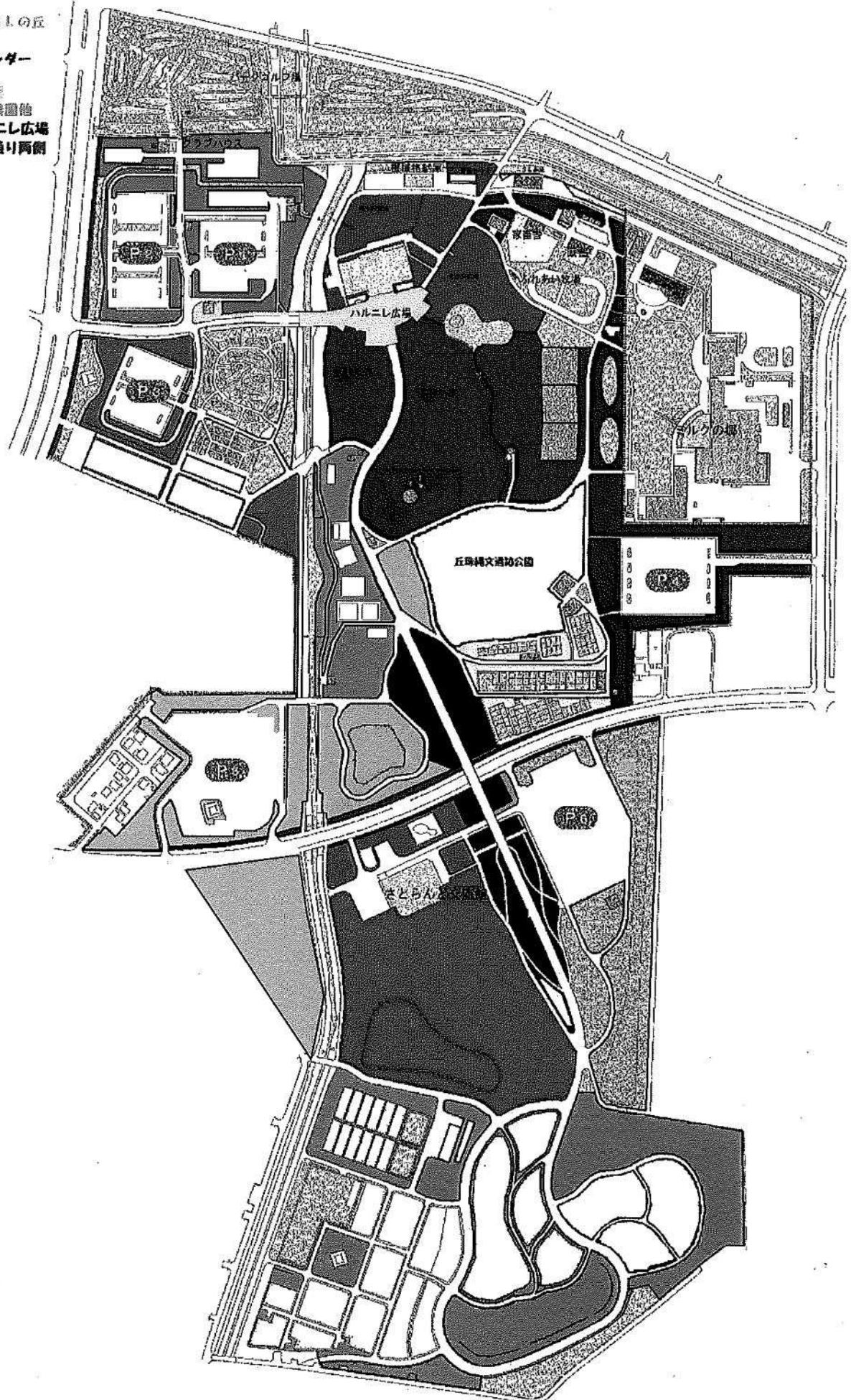


令和5年度 修景図 緑地管理工リア

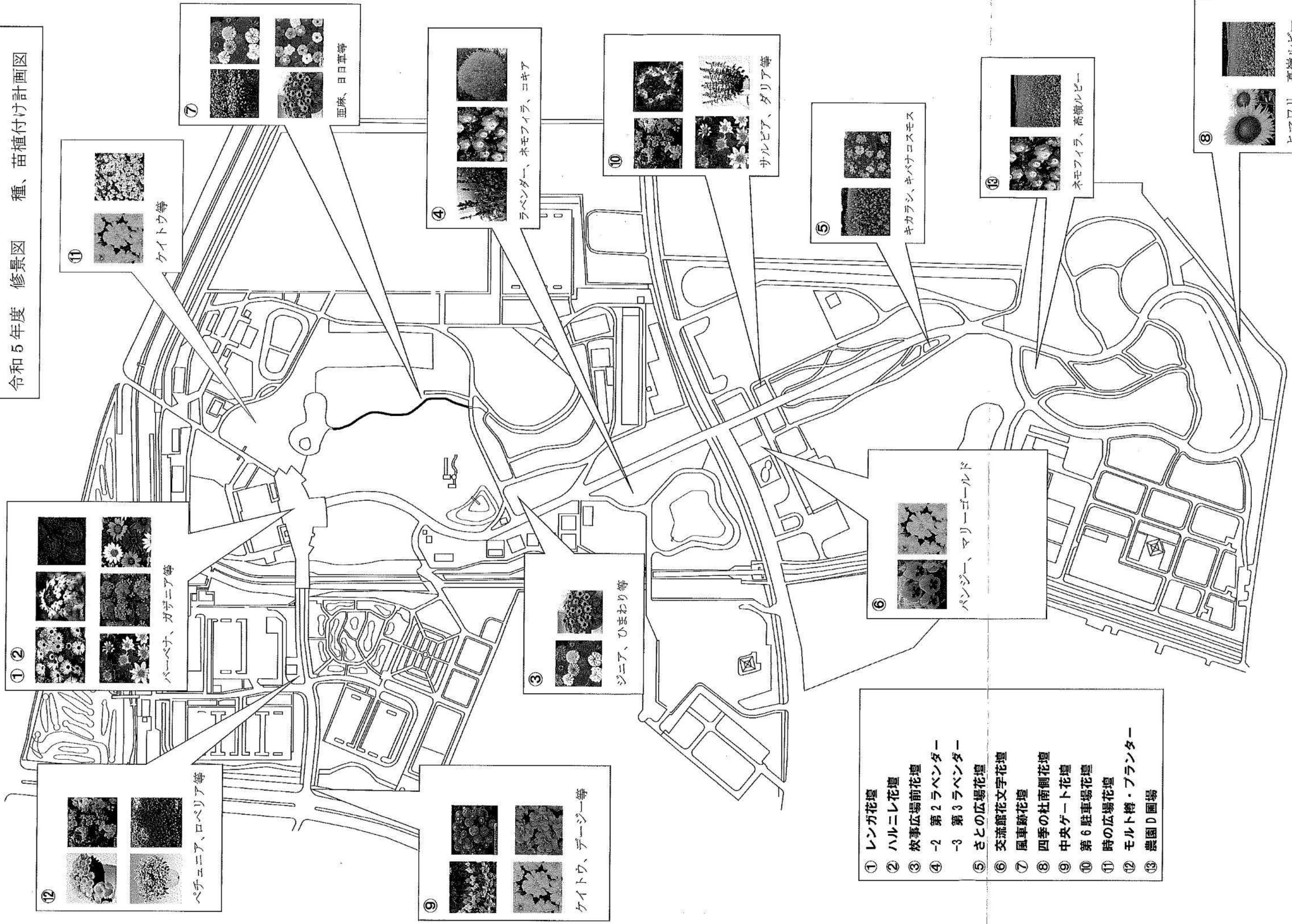
- ①クテツハウス、第1駐車場、薺之助草場
 - ②センター裏側、機械格納庫（1）
 - ③SL車庫、家畜舎、第1ラベンダー、第4駐車場
 - ④黒のはらっぱ、木製遊具、放牧場
 - ⑤第3駐車場、市民農園B、支援センター棟
 - ⑥放事広場
 - ⑦第4駐車場、面白自転車、SLの丘
- 市民農園A**
- ⑧第2ラベンダー、第3ラベンダー
 - ⑨交流館周辺、さとの広場
 - ⑩薺之助草場、日曜市 下半段
 - ⑪寝りの森、四季の杜、体験農園他
 - ⑫レンタ、中央ゲート、ハルニレ広場
 - ⑬中央ゲート外、さとうらんど通り両側
 - ⑭根岸駅北側



令和5年度 修景花壇 花暦

| 場所 | 植物名 | 色 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 |
|-------------|---------|-------|----|----|----|----|----|----|-----|
| センター前芝生 | クロッカス | 黄・白・紫 | | | | | | | |
| | チオノドクサ | 水色 | | | | | | | |
| センター前レンガ花壇 | バーベナ | 紫 | | | | | | | |
| | マリーゴールド | 橙・黄 | | | | | | | |
| | 一年草花 | 赤・黄・白 | | | | | | | |
| センター前ハルニレ花壇 | マリーゴールド | 橙・黄 | | | | | | | |
| | 一年草花 | 赤・黄・白 | | | | | | | |
| 炊事広場前花壇 | 一年草花 | ピンク | | | | | | | |
| ラベンダー花壇 | ラベンダー | 紫 | | | | | | | |
| | ネモフィラ | 青 | | | | | | | |
| | コキア | 緑・赤 | | | | | | | |
| さとの広場花壇 | キカラシ | 黄 | | | | | | | |
| | キバナコスモス | 橙 | | | | | | | |
| 交流館裏花文字 | マリーゴールド | 橙・黄 | | | | | | | |
| | 一年草花 | 赤・黄・白 | | | | | | | |
| 風車跡花壇 | 亜麻 | 水色 | | | | | | | |
| | 一年草花 | 白・ピンク | | | | | | | |
| 四季の杜南側花壇 | ヒマワリ | 黄 | | | | | | | |
| | 高嶺ルビー | ピンク | | | | | | | |
| 中央ゲート花壇 | 一年草花 | 赤・黄・白 | | | | | | | |
| 第6駐車場花壇 | 一年草花 | 緑 | | | | | | | |
| 時の広場 | 一年草花 | 赤・黄・白 | | | | | | | |
| モルト樽・プランター | 一年草花 | 赤・黄・白 | | | | | | | |
| 農園D圃場 | ネモフィラ | 赤・黄・白 | | | | | | | |
| | 高嶺ルビー | 赤・黄・白 | | | | | | | |

令和5年度 修景図 種、苗植付け計画図



令和5年度 さとのプレーパーク年間計画

プレーパーク開催日:土・日・祝・小学校長期休み(水～日)、団体申し込みがあった平日(但し水～金)

| 4月 | | 5月 | | 6月 | | 7月 | | 8月 | | 9月 | | 10月 | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | 2月 | | 3月 | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 日 | 曜日 | 日 | 曜日 | 日 | 曜日 | 日 | 曜日 | 日 | 曜日 | 日 | 曜日 | 日 | 曜日 |
| 1 | 土 | 1 | 月 | 1 | 火 | 1 | 木 | 1 | 土 | 1 | 火 | 1 | 金 | 1 | 木 | 1 | 金 | 1 | 木 | 1 | 木 | 1 | 木 |
| 2 | 日 | 2 | 火 | 2 | 水 | 2 | 金 | 2 | 日 | 2 | 火 | 2 | 木 | 2 | 火 | 2 | 木 | 2 | 火 | 2 | 火 | 2 | 火 |
| 3 | 月 | 3 | 木 | 3 | 金 | 3 | 土 | 3 | 月 | 3 | 木 | 3 | 木 | 3 | 木 | 3 | 木 | 3 | 木 | 3 | 木 | 3 | 木 |
| 4 | 火 | 4 | 木 | 4 | 金 | 4 | 日 | 4 | 火 | 4 | 木 | 4 | 木 | 4 | 木 | 4 | 木 | 4 | 木 | 4 | 木 | 4 | 木 |
| 5 | 水 | 5 | 火 | 5 | 水 | 5 | 木 | 5 | 水 | 5 | 木 | 5 | 木 | 5 | 木 | 5 | 木 | 5 | 木 | 5 | 木 | 5 | 木 |
| 6 | 木 | 6 | 水 | 6 | 木 | 6 | 木 | 6 | 木 | 6 | 木 | 6 | 木 | 6 | 木 | 6 | 木 | 6 | 木 | 6 | 木 | 6 | 木 |
| 7 | 金 | 7 | 日 | 7 | 水 | 7 | 木 | 7 | 金 | 7 | 木 | 7 | 木 | 7 | 木 | 7 | 木 | 7 | 木 | 7 | 木 | 7 | 木 |
| 8 | 土 | 8 | 火 | 8 | 木 | 8 | 金 | 8 | 木 | 8 | 木 | 8 | 木 | 8 | 木 | 8 | 木 | 8 | 木 | 8 | 木 | 8 | 木 |
| 9 | 日 | 9 | 火 | 9 | 木 | 9 | 金 | 9 | 木 | 9 | 木 | 9 | 木 | 9 | 木 | 9 | 木 | 9 | 木 | 9 | 木 | 9 | 木 |
| 10 | 月 | 10 | 木 | 10 | 木 | 10 | 木 | 10 | 木 | 10 | 木 | 10 | 木 | 10 | 木 |
| 11 | 火 | 11 | 木 | 11 | 木 | 11 | 木 | 11 | 火 | 11 | 木 | 11 | 木 | 11 | 木 | 11 | 木 | 11 | 木 | 11 | 木 | 11 | 木 |
| 12 | 水 | 12 | 金 | 12 | 木 | 12 | 木 | 12 | 火 | 12 | 木 | 12 | 木 | 12 | 木 | 12 | 木 | 12 | 木 | 12 | 木 | 12 | 木 |
| 13 | 木 | 13 | 火 | 13 | 木 | 13 | 木 | 13 | 木 | 13 | 木 | 13 | 木 | 13 | 木 | 13 | 木 | 13 | 木 | 13 | 木 | 13 | 木 |
| 14 | 金 | 14 | 木 | 14 | 木 | 14 | 木 | 14 | 木 | 14 | 木 | 14 | 木 | 14 | 木 |
| 15 | 土 | 15 | 火 | 15 | 木 | 15 | 木 | 15 | 火 | 15 | 木 | 15 | 木 | 15 | 木 | 15 | 木 | 15 | 木 | 15 | 木 | 15 | 木 |
| 16 | 日 | 16 | 火 | 16 | 木 | 16 | 木 | 16 | 木 | 16 | 木 | 16 | 木 | 16 | 木 | 16 | 木 | 16 | 木 | 16 | 木 | 16 | 木 |
| 17 | 月 | 17 | 火 | 17 | 木 | 17 | 木 | 17 | 木 | 17 | 火 | 17 | 木 | 17 | 木 | 17 | 木 | 17 | 木 | 17 | 木 | 17 | 木 |
| 18 | 水 | 18 | 木 | 18 | 木 | 18 | 木 | 18 | 木 | 18 | 木 | 18 | 木 | 18 | 木 |
| 19 | 木 | 19 | 火 | 19 | 木 | 19 | 木 | 19 | 木 | 19 | 木 | 19 | 木 | 19 | 木 | 19 | 木 | 19 | 木 | 19 | 木 | 19 | 木 |
| 20 | 金 | 20 | 火 | 20 | 木 | 20 | 木 | 20 | 木 | 20 | 木 | 20 | 木 | 20 | 木 | 20 | 木 | 20 | 木 | 20 | 木 | 20 | 木 |
| 21 | 土 | 21 | 日 | 21 | 水 | 21 | 木 | 21 | 木 | 21 | 木 | 21 | 木 | 21 | 木 | 21 | 木 | 21 | 木 | 21 | 木 | 21 | 木 |
| 22 | 日 | 22 | 木 | 22 | 木 | 22 | 木 | 22 | 木 | 22 | 木 | 22 | 木 | 22 | 木 |
| 23 | 月 | 23 | 火 | 23 | 木 | 23 | 木 | 23 | 木 | 23 | 木 | 23 | 木 | 23 | 木 | 23 | 木 | 23 | 木 | 23 | 木 | 23 | 木 |
| 24 | 火 | 24 | 木 | 24 | 木 | 24 | 木 | 24 | 木 | 24 | 木 | 24 | 木 | 24 | 木 |
| 25 | 水 | 25 | 火 | 25 | 木 | 25 | 木 | 25 | 木 | 25 | 木 | 25 | 木 | 25 | 木 | 25 | 木 | 25 | 木 | 25 | 木 | 25 | 木 |
| 26 | 木 | 26 | 火 | 26 | 木 | 26 | 木 | 26 | 木 | 26 | 木 | 26 | 木 | 26 | 木 | 26 | 木 | 26 | 木 | 26 | 木 | 26 | 木 |
| 27 | 金 | 27 | 木 | 27 | 木 | 27 | 木 | 27 | 木 | 27 | 木 | 27 | 木 | 27 | 木 |
| 28 | 土 | 28 | 火 | 28 | 木 | 28 | 木 | 28 | 木 | 28 | 木 | 28 | 木 | 28 | 木 | 28 | 木 | 28 | 木 | 28 | 木 | 28 | 木 |
| 29 | 日 | 29 | 火 | 29 | 木 | 29 | 木 | 29 | 木 | 29 | 木 | 29 | 木 | 29 | 木 | 29 | 木 | 29 | 木 | 29 | 木 | 29 | 木 |
| 30 | 月 | 30 | 火 | 30 | 木 | 30 | 木 | 30 | 木 | 30 | 木 | 30 | 木 | 30 | 木 | 30 | 木 | 30 | 木 | 30 | 木 | 30 | 木 |
| 31 | 水 | 31 | 木 | 31 | 木 | 31 | 木 | 31 | 木 | 31 | 木 | 31 | 木 | 31 | 木 |

<プレーパークイベント> 子どもの自主性を尊重し、遊びの中で楽しむイベント

| 主催イベント | 日程 | 回数 | 場所 (メイン会場) | 参加費 | 出演 | 趣旨 | 対象 | 定員 | 内訳 | 予想来園人数について(参加対象+同行来園者) |
|---------------|--------------------|----|---------------|----------|--------------------|--------------------------------------------------|---------------------|-----|--------------------|------------------------|
| 野菜づくり | 5/14 | 1 | プレーパーク | 一人 ¥100 | | 農業体験施設のプレーパークとして、野菜の種を描いた鉢を作り外に展示し、収穫と遊び場の融合を図る。 | 小学生 | 25 | | 60 子ども保護者や弟妹 |
| 野菜と工作①② | 5/28 | 2 | プレーパーク | 一人 ¥200 | | 野菜の種を植え、畝作業を遊びながら取り組み収穫への興味を促す。 | ①幼児(3歳～6歳)と保護者 ②小学生 | 45 | ①幼児10+保護者15 ②小学生20 | 80 ①の兄弟 ②保護者や弟妹 |
| 動物の絵を描こう①② | 6/10 | 2 | 牧場 | 一人 ¥100 | | 動物と触れ合い、盛りたまごに絵を書いて楽しむ。 | 幼児(5歳～6歳)と小学生 | 60 | ①午前30 ②午後30 | 150 哥妹や保護者 |
| Tシャツ色塗め | 6/11 | 1 | プレーパーク | 一人 ¥200 | | さとらんどの自然の中で、環境に優しい染料を使い、オリジナルTシャツを作る。※Tシャツ持参 | 小学生 | 20 | | 45 弟妹や保護者 |
| 夏果物野菜アート①② | 7/2 | 2 | プレーパーク | 一人 ¥200 | | 楽しい空間の中で野菜や果物の立体的な組み立て、野菜・果物の両面を学ぶ。 | ①幼児(2歳～6歳)と保護者 ②小学生 | 50 | ①幼児15+保護者15 ②小学生20 | 100 ①の兄弟 ②保護者や弟妹 |
| あさらちゃん七タコンサート | 7/7 | 1 | プレーパーク | 1家族 ¥500 | あさらちゃんとジャンプ着のあそびうた | 食べ物に関する子ども向け歌や遊びを通して食育の推進を図る。 | 0歳～小学生とその家族 | 200 | | 200 |
| 片栗粉まみれ①② | 7/23 | 2 | プレーパーク | 一人 ¥200 | | 片栗粉はじがいもからで作っている上や、片栗粉の性質を遊びながら知る。 | 幼児3～小学生 | 60 | ①30 ②30 | 150 弟妹や保護者 |
| 水かけ合戦(午前・午後) | 7/29-8/10/30 | 4 | プレーパーク | 1家族 ¥100 | | 家族でダイナミックに水遊びを楽しむ。8月以降のイベントPRも含む。 | 0歳～小学生とその家族 | 480 | 30家族×4回 | 500 参加しない祖父母 |
| 動物飼育体験 | 8/4-11/5-12/9-3/24 | 4 | 牧場 | 一人 ¥100 | | 動物の世話を体験し、辛の大切さを学ぶ。 | 小学生 | 80 | 1回20 | 180 弟妹や保護者 |
| ブルーベリー収穫、販売体験 | 8/5-8/20 | 2 | プレーパーク農園 | 一人 ¥100 | | ブルーベリーを収穫し、収穫体験することで | | | | |

令和5年度さとのプレーパーク 開催回数

| 月 | プレーパーク | 回数 | 開催確定日 | 平均来園予想人数 | 月来園予想人数 | |
|--------|--------|--------|--------------|--------------|-----------------------------------------------|----------------------------|
| メインの遊び | | | | | | |
| 4 | 遊び場づくり | 自然遊び | 木の実工作 | 2 回 | 29/30 | |
| | 遊び場づくり | 自然遊び | 木の実工作/段ボール遊び | 11 回 | 3/4/5/6/7/13/14/20/21/27/28 | |
| 5 | 烟づくり | 木桿色塗り | 植物色遊び | | 60 | |
| | どろんこ | ロープ | 木の実工作/段ボール遊び | 8 回 | 3/4/10/11/17/18/24/25 | |
| 6 | 遊び場づくり | 自然の遊び | | | 70 | |
| | どろんこ | 水遊び | 木の実工作/段ボール遊び | 14 回 | 1/2/8/9/15/16/17/22/23/25/27/29/30 | |
| | どろんこ | 自然遊び | 植物色遊び | | 100 | |
| 7 | | | 木の実工作/段ボール遊び | 17 回 | 2/3/4/5/6/9/10/11/12/13/16/17/18/19/20/26/27 | |
| | どろんこ | 水遊び | 木の実工作/段ボール遊び | | 100 | |
| 8 | | | 植物色遊び | | 1400 | |
| | どろんこ | ロープ | 木の実工作/段ボール遊び | 10 回 | 2/3/9/10/16/17/18/23/24/30 | |
| 9 | | | 植物色遊び | | 100 | |
| | どろんこ | 水遊び | 木の実工作/段ボール遊び | 80 | 1700 | |
| | | | 火 | | | |
| 10 | どろんこ | 火 | 木の実工作/段ボール遊び | 10 回 | 1/7/8/9/14/15/21/22/28/29 | |
| | | | 植物色遊び | | 80 | |
| | どろんこ | 火 | 木の実工作/大工コーナー | 10 回 | 3/4/5/11/12/18/19/23/25/26 | |
| | | | ロープ | | 40 | |
| 11 | | | | | 400 | |
| | 12 | 雪遊び | 色水 | 木の実工作/大工コーナー | 10 回 | 2/3/9/10/16/17/23/24/27/28 |
| 1 | 雪遊び | 色水 | 木の実工作/大工コーナー | 17 回 | 4/5/6/7/8/10/11/12/13/14/17/18/19/20/21/27/28 | |
| 2 | 雪遊び | 色水 | 木の実工作/大工コーナー | 10 回 | 3/4/10/11/12/17/18/23/24/25 | |
| 3 | 雪遊び | 色水 | 木の実工作/大工コーナー | 13 回 | 2/3/9/10/16/17/23/24/27/28/29/30/31 | |
| | | 水たまり遊び | | | 40 | |
| | | | 開催最低回数 | 132 回 | 520 | |
| | | | プレーパーク利用人数予想 | | 9230 | |

さとらんど

防災計画

さとらんど fan コンソーシアム

代表企業 横浜植木株式会社北海道支店

さとらんど防災計画

目的及び運用

(目的)

第1条 この防災計画は、「札幌市農業体験交流施設 さとらんど」(以下「さとらんど」という)の防災管理について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この防災計画は、「さとらんど」に勤務し、出入りするすべての者に対して適用するものとする。

管理権原者及び防災管理者の責務

(管理権原者の責務)

第3条 管理権原者さとらんどマネージャー(以下「管理権原者」という)は、「さとらんど」の防災管理業務について、最終的な責任を有するものとする。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防災管理業務を適正に遂行できる権限をもつ者を、「さとらんど」の防災管理者として選任して、防災管理業務を行わせるものとする。
- 3 管理権原者は、必要に応じて防災管理者に対し防災管理上必要な指示、命令をするものとする。
- 4 管理権原者は、防災管理者が防災計画を作成(変更)する場合は、必要な指示を与えるものとする。
- 5 管理権原者は、防火・防災上の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。

(防災管理者の責務)

第4条 防災管理者は、「さとらんど」全体の防災管理に関して全責任を有するものとする。

- 2 防災管理者は、防災管理業務において不備事項等を確認したときは、軽微なものについては直ちに改善するものとし、改善に日数を要する場合には管理権原者と協議して、その対策を講じるものとする。

(防災管理者の業務)

第5条 防災管理者は、管理権原者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる事項について管理権原者に報告し、又は承認を受けなければならない。

- (1) 防災計画を作成(変更)したとき
- (2) 防災管理者の変更があったとき
- (3) 防災訓練等を実施するとき
- (4) 防災上に不備欠陥が発見されたとき
- (5) その他、防災上必要な事項

(防災管理業務資料等の整理と保管)

第6条 防災管理者は、適正な防災管理業務を遂行するため、防災管理上必要な事項を記録しておくとともに、次の書類等を整備、保管しておくものとする。

- (1) 防災管理者の選任・解任に関すること。
- (2) 防災訓練及び防災教育に関すること。
- (3) その他、防災管理上必要な資料

(避難経路図の掲出)

第7条 防災管理者は、人命の安全を確保するため、消防用設備等の設置図及び屋外に通じる避難経路を明示した避難経路図を見やすい場所に掲出し、従業員等に周知徹底する。

自衛消防組織

(自衛消防隊の設置)

第8条 火災等の災害発生時に被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成する。

- 2 自衛消防隊の指揮本部は、さとらんどセンター事務室に設置する。
- 3 本部に自衛消防隊長=さとらんどマネージャー（以下「消防隊長」という）、自衛消防副隊長（以下「消防副隊長」という）を配置する。
- 4 自衛消防隊の編成及び主たる任務は、別表「自衛消防隊組織編制表」のとおりとする。

(消防隊長の権限)

第9条 消防隊長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害の自衛消防活動又は訓練を行う場合は、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

(消防副隊長の任務)

第10条 消防副隊長は、消防隊長を補佐するとともに各班長等に必要な助言等を与えるものとする。

- 2 消防副隊長は、消防隊長が不在の場合は、その任務を代行する。

(指揮班の任務)

第11条 本部隊の指揮班は、さとらんどセンター事務室に指揮本部所を設置して、火災や災害の発生場所、延焼拡大の有無、避難、消火等の情報を収集し、そのことを消防隊長に報告するとともに、消防隊長等からの指示、命令があった場合は各班に伝達する。また、自衛消防隊の使用する必要な資器材の集結と確保を図る。

(通報連絡班の任務)

第12条 本部通報連絡班は、次の事項を行うものとする。

- (1) 火災や災害の発生と同時にさとらんどセンター事務室に集合し、消防機関（119番）への通報の確認、消防隊長への災害状況の報告をするとともに、火災や災害の状況変化等について放送設備で館内の者へ周知する。
- (2) 消防隊長からの指示・命令等の伝達を行う。
- (3) 消防機関が到着したときは、火災や災害の発生場所、延焼拡大、逃げ遅れの有無等の情報を提供するとともに、出火場所等へ消防隊を誘導する。

(消火班の任務)

第13条 消火班は、消火器、屋内消火栓等の消防用設備を活用して初期消火活動を行うものとする。

- 2 消火活動にあたっては、次のことに留意すること。

初期消火活動中に防火シャッター、防火戸が閉鎖するこがあるので、退路を常に確認しながら活動すること。

変動室等の電気施設での消火活動にあたっては、感電事故等の二次災害に十分注意して活動すること。

(避難誘導班の任務)

第14条 避難誘導班は、次により避難誘導にあたるものとする。

- (1) 避難誘導は、火災の場合は出火階の避難者を最優先で行うものとし、地震等の場合は1階の避難者を最優先で行うものとする。避難者に避難する方向等について明確に指示し、避難者が混乱しないように努める。
- (2) 避難誘導ルートは、火災の場合は火災発生場所と反対側の非常口及び避難階段等を使用し、地震等の場合は最寄りの非常口及び避難階段等を使用する。
- (3) 避難にあたっては避難階段を使用するものとし、エレベーターは使用しない。
- (4) 介護を必要とする避難者がいるときは、誘導員が付き添って避難をさせる。
- (5) 各出入口付近では、一旦避難した者が館内に再び戻ることのないよう、避難者の動向に注意をはらう。
- (6) 避難先は、ハルニレ広場を一時避難場所として避難誘導し、避難終了後は速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無及び負傷者を確認するとともに、その結果を指揮本部に報告する。

(安全防護班の任務)

第15条 安全防護班は、次の事項を行うものとする。

- (1) 火災の場合
 - ・防火戸、防火シャッター等の閉鎖確認を行う。
 - ・出火場所付近の防火戸が解放されていないか確認し、解放されていたら閉鎖する。
- (2) その他の災害の場合
 - ・危険個所、危険区域が発生していないか確認を行う。
 - ・危険個所、危険区域を発見した場合は、ロープや標識、バリケード等により立入禁止の措置を行う。

(救護班の任務)

第16条 救護班は、次の事項を行うものとする。

- (1) 応急救護所は、さとらんどセンター救護室に設置するものとする。
- (2) 救護班員は、負傷者の応急手当を行うとともに、救急隊と連携して速やかに負傷者を医療機関に搬送できるように協力する。
- (3) 救護班員は、負傷者の氏名、年齢、負傷程度、事業所名及び搬送先医療機関等を記録しておくとともに、その内容を指揮本部に報告するものとする。
- (4) 救護班員は、負傷者の発生がなく応急救護所を設置する必要がないときは、避難誘導班に協力して逃げ遅れの有無の確認にあたる。

(自衛消防隊の活動範囲等)

第17条 自衛消防隊の活動範囲は、さとらんどの管理範囲内とする。

- 2 消防隊長は、近接する建物からの火災等で、延焼する危険性があつてこれらを阻止する必要があると判断した場合は、「さとらんど」に設置されている消防用設備等を有効に活用して延焼の防止を図るものとする。

大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防対策

(爆破予告等の対応)

第18条 爆破予告又は不審物が発見された場合は、次の措置をとるものとする。

- (1) 爆破予告を受けた者、又は、不審物を発見した者は、直ちに防災管理者に爆破予告内容又は、不審物の発見場所等を報告するものとする。
 - (2) 防災管理者は爆破予告や不審物の報告を受けたときは、直ちに警察機関等に通報するとともに、管理権原者に急報し、その指示を受けるものとする。
 - (3) 防災管理者は、警察機関等が到着までの間、不審物の現場保存に努めるものとする。
 - (4) 防災管理者は、警察機関等が到着したときは、爆破予告内容、不審物の置かれている場所及び形態等についての情報を提供し、警察機関等の指示に従うものとする。
 - (5) 防災管理者は、他に同様の不審物がないか従業員にトイレ等を検索にあたらせるものとする。
 - (6) 防災管理者はさとらんどセンター事務室に消火器を集結して万一に備えるものとする。
 - (7) 爆発物が爆発したときや、警察機関等の指示により館内の者を避難させるときは、避難者がパニックに陥らないよう十分注意するものとする。
- 2 休日及び夜間の場合で爆破予告又は不審物が発見された場合は、警備員が前項の防災管理者の職務を代行するものとする。なお、この場合に別表の「緊急時連絡表」により管理権原者及び防災管理者等の関係者に急報するものとする。

(自衛消防の任務)

第19条 大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防活動は、通報連絡、在館者の避難誘導及び避難のために必要な最小限の身体防護措置に限定するものとする。

- 2 大規模テロ等の災害が発生し、自衛消防隊基本編成（以下「基本編成」という）による活動では困難と認められる場合は、消防隊長は、各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせるものとする。
- 3 前項の場合、自衛消防隊員は消防隊長の指示・命令による任務を行うものとする。

(行政機関からの指示)

第20条 大規模テロ等に伴う災害においては、行政機関からの指示等に基づき活動する事が原則であり、指示等があった場合、防災管理者は管理権原者に連絡するとともに、すみやかに在館者に伝達するものとし、特に避難場所、避難方法等について、確実に伝達するものとする。

(大規模テロに伴う災害と疑わしい場合で避難準備の時間に余裕がない場合の対応)

第21条 自己防火対象物において、大規模テロ等に伴う災害と疑わしめ事案が発生した場合は、すみやかに屋外に退避し、近隣の堅ろうな建物へ避難するものとする。

2 大規模テロ等に伴う災害の兆候の判断基準例は以下のとおり。

- (1) 原因不明の多数の死傷者の発生
- (2) 不自然な場所での爆発災害
- (3) 傷病者の発生とともに、不審物（白い粉、透明な液体等）の存在があった場合
- (4) 傷病者による異常な臭気、又は、味覚の訴え、若しくは症状に一定の傾向がある場合

(情報の収集・伝達で避難準備の時間に余裕がある場合の対応)

第22条 大規模テロ等に係る警報等が発令された場合又は近隣地域で大規模テロ等に伴う災害が発生した場合、防災管理者は管理権原者にその旨を報告するものとする。

2 テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して積極的に情報収集を行う。

3 行政機関からの指示があるまでは、屋内への避難が原則となることから、自己の判断で避難しないよう、在館者に屋内にとどまるよう伝達するものとする。

(身体保護措置)

第23条 従業員等は、行政機関からの指示があるまでの間、ガス、空調の停止及び窓の閉鎖等による室内の密閉など事態に応じた安全防護措置を行った後、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するものとする。

(営業の中止の判断)

第24条 管理権原者は、他の地域で大規模テロ等と疑わしい災害が発生した場合は、被害が広範囲であったり、連続して発生する恐れのある大規模テロ等の特性を考慮して、営業の中止について考慮するものとする。

休日及び夜間における管理体制

(休日及び夜間における管理体制)

第25条 警備員は、休日又は夜間において火災等の災害が発生した場合は、次の措置をとるものとする。

(1) 通報・連絡

火災等の災害が発生した場合は、必要に応じて直ちに消防機関（119番）等に通報するとともに、別表の「緊急時連絡表」により管理権原者及び防災管理者等の関係者に急報するものとする。

(2) 情報提供

公設消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うものとする。

震災対策

(震災予防措置)

第26条 防災管理者は、地震による建物全体の被害軽減を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 建物の構造及び用途や使用状況等から地震により発生する各種の危険性を予測し、それらの危険性を事前に排除して安全性を確保しておく。
- (2) 防災管理者及び火元責任者は、普段から火気設備やガス器具等の点検を行っておく。
- (3) 従業員に人命安全対策や職場の安全対策についての意識を徹底しておく。
- (4) 地震発生時にとるべき措置の内容を具体的に定め、日頃から地震を想定した防災訓練を実施して、地震の発生に備えておく。

(震災時の情報収集等)

第27条 地震時の情報収集は、次によるものとする。

- (1) 防災管理者等は、速やかに地震による建物の被害及び周辺の状況について調査するとともに、テレビ、ラジオ等の報道により震災情報の収集に努める。
- (2) 全従業員は、それぞれの担当部署の建物等の被災状況を指揮本部に報告する。
- (3) 防災管理者は、被害状況及び、報道内容等を必要に応じて、放送設備により館内の者に周知する。

(避難誘導)

第28条 震災時の避難誘導は、次によるものとする。

- (1) 避難誘導員は、消防隊長から避難命令が出されるまでの間、避難者を照明器具等の落下やロッカー等の転倒に注意して、柱の周りや壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- (2) 避難者が屋外でガラスの落下等による負傷を避けるため、地震直後に屋外へ飛び出ないよう注意する。
- (3) 避難するときは、避難者が一団となって行動するものとし、先頭と最後尾にそれぞれ誘導員を配置する。

(救出・救護)

第29条 消防隊長は、逃げ遅れた者がいる場合は、自衛消防隊員の中から救助隊員を選定し、検索及び救出にあたらせる。

- 2 救助隊員は、倒壊物の下敷きにより自力脱出できない者を発見したときは、自衛消防隊の保有する資器材を活用して救出にあたるものとする。
- 3 救助隊員は、倒壊物の下敷き等から救出したときは、救出した者を直ちに応急救護所に搬送するものとする。

大雨・強風等に係る自衛消防対策

(ハザードマップ等の活用)

第30条 防災管理者は、札幌市が作成・公表する洪水ハザードマップ、浸水予想区域図などの被害予想を定期的に確認し、さらんどの存する地域の、水害に対する危険実態の把握に努めるものとする。

(点検と安全措置)

第31条 防災管理者及び火元責任者は、大雨又は強風等に伴う災害を予防するための各種施設・設備の自主点検に合わせ、次の措置を行うものとする。

- (1) 普段使用しない部屋の窓の閉鎖の確認
- (2) 建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の、強風による落下の防止措置
- (3) 側溝、排水口の清掃状況の確認
- (4) 水防資器材は、定期的に点検・設備を行う。

(自衛消防隊の任務)

第32条 大雨、又は、強風等に伴う災害が発生した場合は、自衛消防活動を行うものとする。

- 2 大雨又は強風等に伴う災害が発生し、基本編成による活動では困難と見られる場合は、消防隊長は、各班の人員を増強若しくは移動し、又は、初期消火班、避難誘導班を安全防護班の任務にあたらせるなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせるものとする。
- 3 前項の場合、自衛消防隊員は消防隊長の指示・命令による任務を行うものとする。

(情報の収集及び伝達)

第33条 台風の接近、大雨、洪水、暴風等により被害の発生が予想される場合、消防隊長は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、気象情報や行政機関からの情報収集を行い、必要に応じて在館者に伝達するものとする。

(資機材の点検整備)

第34条 被害の発生が予想される場合、安全防護班は、資器材の確認、点検等を行い、すみやかに使用可能な体制をとるものとする。

(定期巡回の実施)

第35条 安全防護班は、定期的に建物内外の巡回を行い、被害状況の把握に努めるとともに、窓や外部に通じる扉の閉鎖を確認し、建物内への浸水や消防用設備の誤作動等の防止を図るものとする。

(浸水防止措置の実施)

第36条 消防隊長は、建物内等に浸水するおそれがある場合は、自衛消防隊員に浸水防止措置を行わせるものとする。

(在館者の避難誘導)

第37条 消防隊長が危険と判断した場合、又は、行政機関からの避難の指示等があった場合は、避難を実施するものとする。

- 2 避難誘導班は携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の配置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行うものとする。

受傷事故等の自衛消防対策

(応急手当の普及促進)

第38条 管理権原者は、従業員の救命講習の受講を促進し、自衛消防隊員の応急救護能力の向上を図るよう努めるものとする。

(応急救護資器材)

第39条 消防隊長は、受傷事故等の発生に備え、自衛消防隊の装備として配置された応急救護資器材を、訓練等の機械を活用し保守点検を行い、常時使用可能な状態を保つものとする。

(自衛消防隊の任務)

第40条 「さとらんど」で受傷事故が発生した場合は、自衛消防活動を行うものとする。

- 2 「さとらんど」で受傷事故が発生し、基本編成による活動では困難とみられる場合は、消防隊長は、各班の人員を増強若しくは移動するなどにより、効果的な自衛消防活動を行わせるものとする。
- 3 前項の場合、自衛消防隊員は消防隊長の指示・命令による任務を行うものとする。

(応急救護の実施)

第41条 「さとらんど」において受傷事故が発生した場合、従業員は、119番通報、応急救護等の処置を行うものとする。

応急救護等は、別紙「災害対応マニュアル」に基づいて処置を行うものとする。

- 2 擦り傷や軽度の打撲など負傷の程度が軽く歩行可能で、救急隊が到着していない場合は、さとらんどセンター救護室まで搬送し、介護するものとする。

(通報・連絡体制)

第42条 消防隊長は、119番通報、応急救護等の対応が適切に行われているか確認し、救急隊到着時、受傷事故等の概要及び発生場所まで誘導を行うものとする。

(応急救護所の設置)

第43条 多数傷病者が発生した場合は、管理権原者は時期を失すことなく、すみやかに応急救護所を設置するものとする。

ガス漏れ事故対策

(ガス漏れ時の措置)

第44条 ガス漏れ、又は、ガス漏れと疑われる現象その他の異常を発見した者は、周辺にいる者に大声でその旨を知らせるとともに、防災管理者にその状況等を通報するものとする。

- 2 防災管理者は、前項の通報があったときは、直ちに係員を現場に急行させるものとする。
- 3 現場に急行した係員は、その状況を確認後、ただちに防災管理者に状況を報告するものとする。

- 4 防災管理者は、前項の係員からのガス漏れの報告を受けたときは、直ちに消防機関（119番）及びガス会社へ通報するとともに管理権原者に報告し、非常放送設備によりガス漏れの状況について在館者に周知するものとする。
- 5 防災管理者は、ガス漏れの発生している地区においては、次のことについて禁止措置をとるものとする。
 - (1) ガス器具のほか、電熱器具等を含む裸火の使用禁止
 - (2) 喫煙の禁止
 - (3) 携帯電話、トランシーバー等の使用禁止
 - (4) 懐中電灯の使用禁止
 - (5) 電気スイッチ操作の禁止
 - (6) 電動シャッターの操作禁止
 - (7) その他、ガス爆発のおそれのある行為の禁止

（避難誘導）

第 45 条 防災管理者は、ガス漏れが発生した場合は、時機を失すことなく館内の者に避難指示するものとする。

（ガスボンベバルブの閉栓措置）

第 46 条 ガス会社、又は、消防機関が到着以前にガスボンベバルブを閉栓する場合は、次によるものとする。

- (1) 火災が延焼拡大中で、ガス配管等に大きな被害をもたらすおそれがあるとき。
- (2) ガス爆発事故が発生し、ガス配管等が大きく損傷していると思われるとき。
- (3) 広い範囲にわたってガス臭があり、大量のガスが漏れていると思われるとき。
- (4) その他、公共に大きな影響を及ぼすおそれがあるガス漏れ事故のとき。

- 2 前項のガスボンベバルブの閉栓を行う場合は、防災管理者が前項の基準を基本とし、総合的に判断して決定するものとする。なお、夜間、休日の場合は、警備員がこれを判断して決定する。
- 3 前項のガスボンベバルブの閉栓を行った場合は、放送設備により館内に周知するものとする。

（立入禁止区域の設定）

第 47 条 防災管理者は、館内のガス漏れの状況等により、必要に応じて安全防護班に立入禁止区域を設定させるものとする。

2 立入禁止区域の設定は、ロープ及び標識等により立入禁止区域を明示するものとする。

（消防機関及びガス会社への情報提供）

第 48 条 消防機関及びガス会社が到着したときは、次の情報を提供するものとする。

- (1) ガスの漏洩場所
- (2) 爆発の有無及び被害状況
- (3) ガスボンベバルブの閉栓の有無及びバルブ閉栓箇所
- (4) 火気使用設備器具等の使用中止及び電源遮断の有無
- (5) 避難状況

(6) 負傷者等の発生の有無

(ガスボンベバルブの閉栓後におけるガス供給の復旧)

第49条 ガスボンベバルブを閉栓した後、ガス供給を開始する場合は、消防機関及びガス会社と十分調整の上、閉栓するものとする。

防災教育及び防災訓練

(防災教育)

第50条 防災管理者は、防災管理業務に従事する者に対して、防災管理業務に必要な知識、技術を高めるために教育を行うものとする。

(防災教育の内容)

第51条 防災管理業務に従事する者に対する防災教育の内容は、次のとおりとする。

- (1) 防災計画の内容の周知に関すること
- (2) 防災計画に基づく自衛消防隊の編成とその任務に関すること
- (3) 災害予防に関すること
- (4) 消防用設備等及び防災設備の機能並びにその取扱い要領について
- (5) 地震対策に関すること
- (6) ガス災害対策に関すること
- (7) 大雨・台風等の災害対策に関すること
- (8) その他、防災管理上必要な事項に関すること

(消火、通報等の自衛消防訓練)

第52条 防災・防火管理者が計画を立てて、全従業員が参加する消火、通報等の自衛消防隊総合訓練を年2回実施するものとする。

2 各個別訓練は、消防計画に基づき防災・防火管理者が次の内容で実施するものとする。

- (1) 消火訓練は、別表「消火訓練実施要領」により実施する。
- (2) 通報訓練は、別表「通報訓練実施要領」により実施する。
- (3) 避難訓練は、別表「避難訓練実施要領」により実施する。
- (4) 安全防護訓練は、次により実施するものとする。
 - ア. 消火及び避難訓練等の自衛消防活動が有効に行えるよう、防火シャッター、防火戸等の閉鎖及びその他の各種防災設備の操作要領
 - イ. 避難上の障害となる物品の除去要領
 - ウ. ロープ及び標識等を用いての、立入禁止区域の設定要領
- (5) 応急救護訓練は、次により実施するものとする。
 - ア. 救護所の設置要領
 - イ. 負傷者の応急手当要領
 - ウ. 救急隊との連携、情報の提供要領

(6) 震災を想定した訓練は、次により実施するものとする。

ア. 身体防護措置要領（各部署におけるロッカー等の転倒、照明器等の落下からの身体保護）

イ. 出火防止措置要領（各部署における火気設備器具の消火、ガス元栓の閉止の確認）

ウ. 危険物の対応措置（燃料の供給停止措置、その他危険物の防護措置）

エ. 指定場所への避難（ハルニレ広場への避難誘導）

オ. 情報提供と伝達要領（非常放送設備等による伝達方法）

(7) 大雨・台風等を想定した訓練は、次により実施するものとする。

ア. 土のうの作成要領

イ. 土のうによる浸水防止方法

ウ. 排水ポンプの操作要領

附 則

この計画は、令和5年4月1日から施行する。